

平成29年度 第2回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 平成29年10月23日(月) 午前10時00分～午前11時15分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎2階 応接室
- 3 議 案 1. 熊本都市計画用途地域の変更(益城町決定)
- 4 出席委員 益城町商工会会長 住永 金司
益城町区長会会長 橋場 紀仁
益城町婦人会会長 富田 セツコ
益城町議会議長 稲田 忠則
〃 建設経済常任委員会委員長 荒牧 昭博
〃 総務常任委員会委員長 坂田 みはる
〃 福祉常任委員会委員長 杉本 昭一
益城町農業委員会会長 岩村 久雄
- 5 出席職員 都市建設課長 西口 博文
〃 都市計画係長 森川 孝広
〃 〃 主査 丸山 伸二
〃 〃 主査 東野 加保里
復興整備課長 杉浦 信正
〃 復興まちづくり係長 藤田 智久
- 6 開催形態 全部公開

【議案 熊本都市計画用途地域の変更（益城町決定）について】

事務局より資料（計画書、理由書、都市計画の策定の経緯の概要、住民説明会議事録、総括図、計画図、新旧対照図、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解）をもとに議案内容説明。

【質疑応答内容】

・（住永委員）

住民説明会議事録の最後の質問にある「被災市街地復興推進地域の建築制限」について、見直しが必要ではないのか。現在被災市街地に指定されている範囲は広すぎるので、本当に道路が必要な地域だけに変更できないのか。制限がかかることによって、商工会員がいつまでも再建できないでいる。

木山区画整理について審議会で決めた後に県に陳情するなら納得できるが、現状審議会の重要性が失われている。

→（町）

被災市街地復興推進地域の建築制限は、災害が発生した日から起算して2年で、平成30年4月13日までの期間である。それまでは建築確認を提出する前にこの分の申請書を出してもらっている。また、申請について、条件に合ったものは許可しなければならない。RC構造など容易に移転や除却できない建築物等は許可できないのが現状。

・（岩村委員）

被災市街地の建築制限の期間が過ぎれば、自由に家を建てられることになるのか。

→（町）

被災市街地の建築制限は期限後に解除される。しかし、熊本高森線の拡幅の箇所はすでに都市計画決定により制限がかかっている。また、木山復興土地区画整理事業の都市計画決定により、区画整理地内は別の制限がかかる可能性がある。

・（岩村委員）

熊本高森線の拡幅での用地入替は買収するのか。地権者一人ひとりの考えがあるので、はたして県の思惑通りにいくのか。どの程度買収の見込みがあるのか。熊本高森線沿いで商売をするのは難しくなるので、用地交渉の内容を明確にし、商工会にも十分な説明をするとスムーズに進めるはず。利害関係があるところには前もって説明するべき。

→（町）

県は10月から用地交渉に入っているので、まだ交渉の現状・事例は聞いていない。

- ・(橋場委員)

図面をみただけでは、どこを変更したのかわからない。詳しく説明してほしい。

→(町)

[丸山主査より、壁に貼ってある拡大新旧対照図にて説明]

- ・(住永委員)

住民説明会の質問で、用途地域の変更の説明を商工会や医師会に行っていないとはっきり記載してある。商工会や医師会がどうでもいいということか。

→(町)

熊本高森線の拡幅の際に商工会及び医師会とはいろいろなやりとりがあったと思う。今回は、拡幅に伴って行われる用途地域の変更だったので、前もって説明を行っていない。

- ・(岩村委員)

条件付きの賛成はできるのか。

- ・(橋場委員)

原案について賛成、条件付きで賛成、反対と3つの案で理解していいのか。

- ・(荒牧委員)

熊本高森線の拡幅になった分をスライドして用途地域が変更になっただけなので問題なく賛成です。

→(町)

原案について、賛成か反対で判断願います。

[採決]

質疑応答後、挙手により採決。賛成4名、反対3名で可決。

【その他 報告事項】

(復興整備課から)

- ・木山復興土地区画整理事業に関する状況を説明。年内に都市計画決定を目指していることを報告。
- ・益城町復興計画土地利用構想図の都市幹線道路について、今後の計画等を説明。